

## 第2節 連絡・調整

### 1 知的障害者援護施設入所に係る市町村との連絡調整

#### (1) 連絡調整の意義

支援費制度においては、市町村は障害者の希望により、サービス利用に係るあっせん・調整を行うとともに、必要に応じてサービス提供事業者に対し、障害者のサービス利用の要請を行うこととされている。市町村の窓口においては、単に指定事業者に関する情報提供をするだけでなく、知的障害者が実際にサービスを受けられるように、こうしたあっせん・調整、要請を行わなくてはならない。指定事業者は、市町村が行うあっせん・調整、要請に対しできる限り協力しなければならないこととされている。

また、都道府県及び政令指定都市（以下都道府県という。）は、市町村が行うあっせん・調整、要請について、市町村相互間の連絡調整等を行うことが必要である。

支援費制度においては、利用者がサービスを選択することが基本となるが、利用希望者が施設の定員を大きく上回る場合は、施設が利用希望者を選別することなく、施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう、公的な調整システムの構築が重要である。そのためには、次にあげるような項目について体制を整える必要がある。

また、都道府県が行うこととされている情報提供及び調整について、都道府県の機関として知的障害者更生相談所が実施することが考えられる。

ア 市町村の窓口において、指定業者の情報提供を行うこととなっているが、それには都道府県によって指定された、最新の指定業者情報が必要である。

イ 都道府県が全ての施設から空き情報の提供を求め、都道府県内の市町村に伝える等、利用希望者が常に最新の施設の空き情報を知ることができる体制を整える。

ウ 空き情報があった場合、当該施設その他の関係者の参画を得て、都道府県や市町村が入所の調整にあたる。

#### (2) 指定事業者についての情報提供

障害者が事業者を適切に選択するためには、指定事業者の情報（事業者の所在地、施設及び設備の状況、当該施設の支援方針、地域との交流等）を知ることが必要である。そのような情報を容易に入手することができるよう、まずは、事業者指定を行った都道府県が情報を入手して取りまとめ、市町村に提供を行う。

情報の収集及び提供の際に活用できるものとして、施設情報を集約することが必要

である。

様式に関しては、知的障害者更生施設について、各々の状況を把握できるようにしたものであり、必要に応じて内容や項目を修正する。また、知的障害者更生施設以外の施設についても、該当する項目について吟味し、利用者が情報を容易に入手することができるよう配慮することが望ましい。

情報提供の方法としては、印刷物として提供するほか、各都道府県のホームページなど電子媒体を活用し、内容の変更があった場合など、できる限り最新の情報を提供できるような体制整備が必要である。

### (3) 空き情報の収集及び提供

施設の指定基準において、「入所者数の変動が見込まれる場合においては、速やかに都道府県に報告すること」とされている（指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準第14条第3項など）。この規定に基づく施設からの報告を、都道府県において、施設の空き情報として取りまとめ市町村に提供しなければならない。

収集及び提供の手段としては、電話、文書（FAX）、電子媒体等の活用を図り、迅速な情報の入手及びそれに基づく提供を行われなければならない。

### (4) 施設利用に関する連絡会議（入所調整会議等）の設置

知的障害者更生施設などへの入所に当たって、希望者が複数いる場合、利用者と施設間の直接の話し合いだけで利用契約が進められると、公平性や公正性を欠く可能性がある。このため、施設利用についての一定のルールを定め、公平、公正に運営されることを確認するために、各関係機関の代表者等により連絡会議（入所調整会議等）を設置することも考えられる。

#### ア 連絡会議（入所調整会議等）の構成

会議の構成員は、都道府県、知的障害者更生相談所、市町村及び対象種別の施設代表、利用者又は障害当事者の代表等が考えられる。

#### イ 連絡会議（入所調整会議等）の運営

##### <施設利用希望者の現状把握>

施設利用希望者、利用希望施設について、市町村から連絡を得て把握する。また、施設利用希望者の現状把握が必要な場合、市町村からの文書による調査報告やこれまでの相談記録の情報の他に、必要によっては知的障害者更生相談所が、再度面接や判定を行う場合もある。

##### <当該施設への利用希望者に関する情報提供>

空き情報があった施設に対し、当該施設が利用希望者を選別することなく、施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう、当該施設の入所待機者数、利用希望者

の障害の状況や入所の社会的緊急性などの現況について、当該施設に対し情報提供を行う。この場合、情報の提供については施設利用希望者の同意を得て行う必要があり、また、施設利用希望者の個人情報の管理については十分注意する必要がある。

当該施設の規模、入所者の特性、職員配置など、施設の現況や特性を考慮したうえで、施設入所の決定が公正・公平に行われていることを、都道府県・知的障害者更生相談所・市町村・施設など、それぞれの関係機関が共通に理解できるようにする。

#### (5) 他の種別の施設への対応

知的障害者更生施設における、施設利用に関する連絡会議（入所調整会議等）の設置について以上のように述べた。現状では、知的障害者更生施設（入所）の利用希望者は、複数の市町村に亘って多数いるため、入所の調整が必要であると見込まれるためである。利用者が広域に及ぶ知的障害者授産施設（入所）など、知的障害者更生施設（入所）以外にも利用の調整が必要な場合、市町村及び施設と連携して、施設サービスの利用が円滑かつ公平に行われるよう配慮することが重要である。

## 2 市町村に対する専門的な技術的支援及び助言

知的障害者又はその介護を行う者に対する、市町村による更生援護について適切な実施を確保するため、知的障害者更生相談所は専門技術的な中枢機関として、さまざまな方法を用いて専門的な技術的支援及び助言を行う必要がある。

支援の方法について、以下に述べる。

### (1) 判定業務を通しての支援

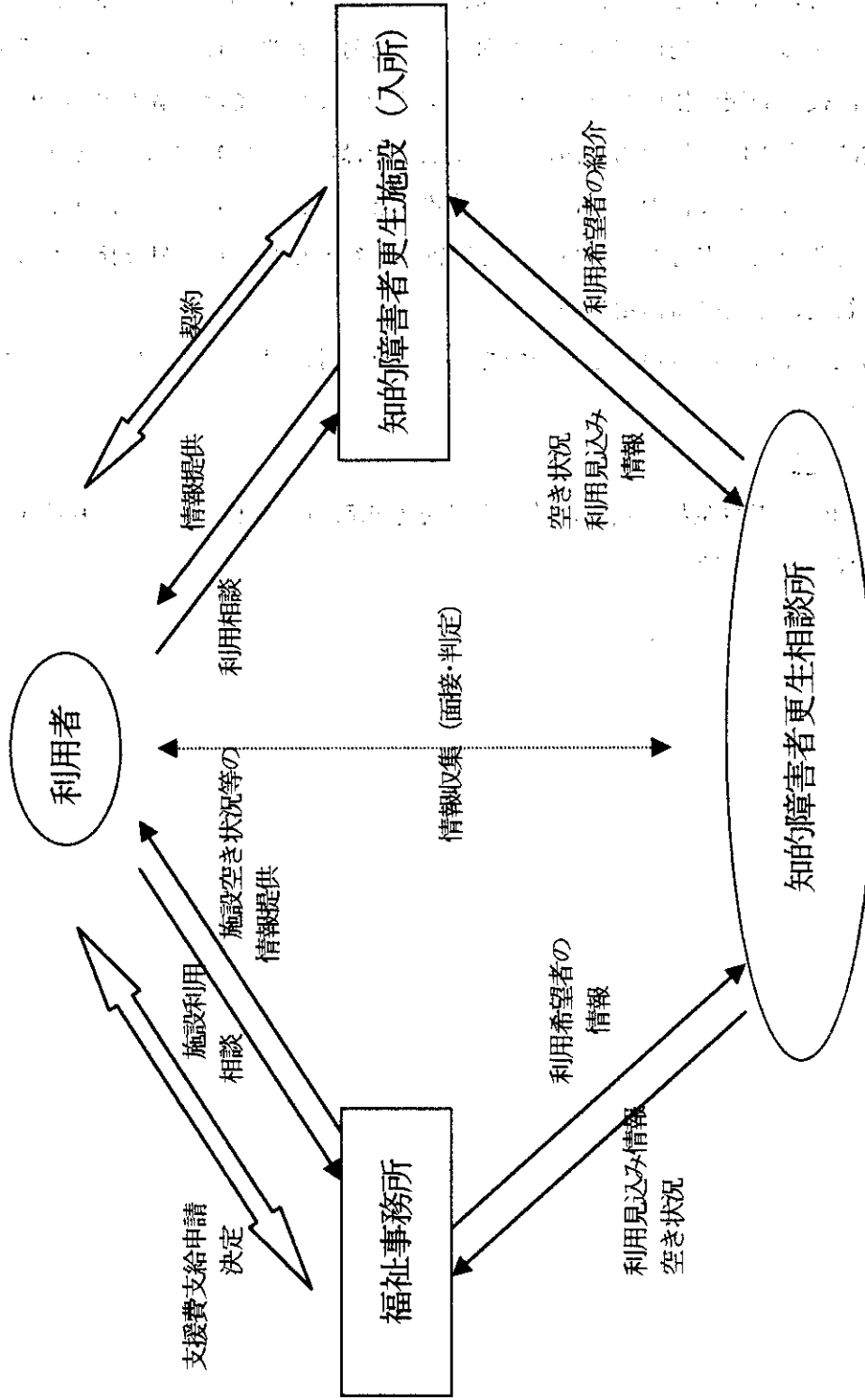
市町村から判定依頼を受けた段階で、知的障害者本人の状況について市町村の担当職員から情報を聴取しながら、その内容について確認し意見交換を行うことで、市町村の相談窓口での面接の際、障害者本人をどのように理解するのか、また、面接時の留意点などについて技術的支援及び助言を行う。

また、知的障害者更生相談所での判定終了後、判定依頼した市町村に対し、判定書あるいは意見書を交付し、判定結果について伝える。その際、判定時の知的障害者本人の様子を伝えたり、更生援護の方針などについて確認するなどし、市町村の担当職員が知的障害者本人に対しより適切な支援を行うことができるよう、技術支援及び助言を行う。

### (2) 巡回相談の活用

巡回相談では、市町村に対して、基本的には(1)と同様の方法による支援を行うが、市町村の担当職員と直接会って情報交換できるというメリットを生かして、巡回相談の後、市町村の担当者等とケース会議を行い更生援護の方向性について確認しあい、

施設利用にかかる情報の流れ



また、市町村の実情について情報交換を行うことで、市町村に対してより適切な支援を行う。

**(3) 市町村に対する訪問支援**

市町村の依頼に応じて、あるいは、必要であれば知的障害者更生相談所の知的障害者福祉司等が積極的に市町村に出向き、市町村の担当職員とケア会議を開くことにより、直接・間接に技術的支援を行う。ケア会議においては、個別の知的障害者本人の発達の・心理的・社会的側面について理解を深め、また知的障害者本人の援助の方向性を考えながら支援の仕方について確認する。また、さらに知的障害者本人の居住地への訪問相談を市町村の担当職員と同行して行う中で、市町村支援を行う。

**(4) 福祉関係職員の研修会の開催**

福祉関係職員を対象とした研修を開き、市町村に対する支援を行う。(次節「研修」参照)

**(5) 情報提供**

知的障害者更生相談所が収集した情報を市町村へ提供する。(第6節1「情報の収集と提供等」参照)

### 第3節 研 修

知的障害者が地域社会の一員として、その人らしく質の高い生活を送っていくことへの支援を行うためには、保健・医療・福祉・教育・就労等の幅広い関係機関との連携が不可欠である。その一環として、知的障害者福祉に携わる関係職員が、最新かつ高度な専門的知識や技術及び知的障害者の援護に係る制度、施策等の実践的活用の習得を図っていくことが必要である。

これらの知識や技術等を習得するためには、通常の業務を通じて自己研鑽するだけでなく、各種の外部研修に積極的に参加することが必要である。外部研修への参加により、職務能力の向上を図り、また、関係機関相互の連携を深め、知的障害者の支援を総合的かつ効果的に行うことが重要である。

知的障害者更生相談所においては、以下のような研修を行うことが考えられる。

#### 1 障害程度区分判定に係る市町村研修

障害程度区分は、重度障害者に対する支援が適切に行われるように、施設訓練等支援費の支給決定の際に障害の程度をA、B又はCのいずれかとし、その三つの区分に応じた支援費を支給するものである。

市町村は、申請者等からの聴き取りにより、申請者の状態が各チェック項目についての選択肢に該当するかを判断し、その合計点数によって障害程度区分を決定することになる。

支援費制度においては、知的障害者更生相談所は個別障害者に対して自ら入所判定を行うのではなく、市町村の支給決定に係る援助・指導の役割を担っている。具体的には、障害程度区分決定の内容に、市町村によって著しい差異が生じることのないように、研修等を通じて共通理解を図るものである。

知的障害者更生相談所においては、聴き取り票や選択肢に係る判断基準について、市町村が判断に迷うことのないよう、マニュアルなどを作成すると共に、程度区分の方法や判断基準について、以下のような研修を実施する。

障害程度区分の決定業務に従事する経験の浅い職員を対象としては、その資質の向上を図り、適正かつ円滑な業務の運営に寄与することを目的として、障害程度区分に関する基礎的知識及び技術の習得が必要である。具体的な内容としては、「支援費制度の仕組み」、「知的障害者更生相談所の役割」、「勘案事項及び障害程度区分に係る聴き取りの留意事項」、「面接にあたっての留意事項」、「障害程度区分の決定に係る障害特性」

及び「障害程度区分の選択肢に係る判断基準の内容」等が考えられる。

また、日常業務の中で適正かつ迅速な業務を推進していくために現任研修を行うことが重要である。

勘案事項及び障害程度区分のチェック項目に係る聴き取りは、援護の実施者である市町村職員が行うが、障害程度区分における各選択肢の判断が困難な場合は知的障害者更生相談所に意見を求めることになる。

障害程度区分の選択肢に係る判断を決めるに際して、市町村担当者が共通の理解や判断が得られるようにすることが必要である。障害程度区分における各選択肢の判断が困難な具体的な事例を通して、各選択肢の判断基準を検証したり、市町村間で意見交換の場を設けることも考えられる。

研修では、担当者としての職務内容を再確認するとともに、支援費制度についての理解を深めることが重要である。

## 2 一般研修

### (1) 市町村知的障害者福祉担当者研修

#### ア 新任研修

更生援護の実施者である市町村において、新しく知的障害者福祉に携わる担当者にとって、「知的障害の理解」、「知的障害のある人への支援」や「社会福祉援助技術」等の必要な基本的知識や情報を習得する機会を得ることは重要である。対人援助業務自体が初めてである場合は、基本的な面接法や記録法、個人情報扱いなどについて、基礎的な訓練が必要である。また、できれば、実際に知的障害者への支援を行っている施設での体験実習を通して、知的障害者を理解し、支援の仕方について習得する方法も有効である。

#### イ 現任研修

知的障害者福祉に携わる市町村担当者にとって、職務上必要な技術と知識の習得・訓練を行い、職務能力の向上を図ることにより日常業務の円滑な推進に資することが重要である。具体的には「知的障害者福祉施策の動向」、「先駆的に行っている市町村での支援の実際」や「市町村担当者意見交換会」等が考えられる。また、支援技術の向上を図るために、困難事例についての事例検討なども有効である。

### (2) 知的障害者福祉関係機関職員研修

市町村、知的障害者援護施設、養護学校、労働関係機関等知的障害者福祉に関係する職員を対象としてその資質の向上を図り、また、関係機関相互の連携を深め、知的障害者の支援を総合的かつ効果的に行うために研修を実施することが必要である。

知的障害者福祉に関わる施策の動向や法律面、医学面等を含めた専門的な知識や技術を習得する機会を得ることが大事であり、具体的には講演会やシンポジウム等の研修開催方法により、内容としては「障害者施策の動向」「就労支援について」等のテーマが考えられる。

### (3) 知的障害者相談員研修

知的障害者相談員（知的障害者福祉法第15条の2）が、知的障害者をめぐる現状を理解し、地域で生活している障害者や家族に対して適切な支援が出来るように、資質の向上及び相談員相互の連携を図り、相談員としての支援活動が専門的かつ効果的に行われるために研修を実施することが必要である。

研修内容としては、新任相談員を対象とした「新任研修」、知的障害者をめぐる現状をより専門的に理解を深めるための「専門研修」や具体的な事例を通して、障害者ケアマネジメント手法等を活用しながら適切な支援についての知識や技術の習得を目的とした「地域別・事例検討研修」が考えられる。

### (4) 他の研修への支援等

知的障害者が地域で主体的に生活していく上で、さまざまな生活ニーズがあると考えられる。この多様なニーズに対応するには、福祉・保健・医療・教育・就労等関係機関が連携して総合的な支援をしていくことが重要である。知的障害者更生相談所としても、知的障害者福祉を推進していく観点から諸関係機関が主催する研修に協力することも大切である。

具体的な内容としては、市町村等の主催で行われるホームヘルパー養成研修やグループホーム世話人養成研修、卒業後の地域生活についての養護学校高等部に在学中の生徒やその保護者等に対する研修や就労関係機関、当事者団体等での研修等が考えられる。

## 3 課題別研修

ノーマライゼーションの理念のもと、知的障害者に対し、生涯のあらゆる段階において、多様で柔軟な支援を提供する必要がある。複合的なニーズを持つ知的障害者の地域での生活を総合的に支援していくためには、福祉・保健・医療・教育・就労等の幅広い分野の専門的知識の習得が必要となる。

研修で扱う内容についても、知的障害者やその家族、また、知的障害者に携わる関係職員のニーズと必要性に沿って、時代に即した柔軟なテーマを設定していくことが求められる。

### (1) 障害者ケアマネジメント従事者養成研修

各都道府県・指定都市が障害者ケアマネジメント従事者養成研修、および、現任研修



をおこなう際、知的障害者更生相談所はそれに積極的に協力していくことが求められる。

以下は障害者ケアマネジメントの基本理念と、養成研修の実施についてである。

#### **ア 障害者ケアマネジメントの重要性**

障害者ケアマネジメントとは、障害のある人が地域社会でいきいきとした通常の生活ができる社会の実現を目指し、ライフステージの各段階で、必要なサービスを的確に提供するための援助技術の一つである。障害者ケアマネジメントにおいて、重要な視点は次のとおりである。

- ・ 個別性の重視
- ・ 地域生活を目的とした自立と社会参加への支援
- ・ エンパワメント（障害者自身の課題解決能力を向上させること）、および主体性と自己決定の尊重
- ・ 利用者の権利擁護

一人ひとりの知的障害者が望む生活を実現させるためには、多様なニーズに対応する必要がある。フォーマルケアとインフォーマルケアとを組織化し、それぞれがお互いに関わり合い、相互補完的に組み合わせられることが、バランスの良い地域ケアの構築に繋がると考えられる。

#### **イ 障害者ケアマネジメント従事者養成研修の実施について**

（「新版障害者ケアマネジメント実施マニュアル 身体障害・知的障害共通編」

身体障害者ケアマネジメント研究会・知的障害者ケアマネジメント研究会監修，中央法規出版株式会社，P.10，2002）より

※実施にあたっては、可能な限り、障害種別を超えて、三障害に対応する。

#### **ウ 研修日程のモデル**

（平成14年度障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修日程より抜粋）

※実施にあたっては、グループの目的に合わせて、適切な人員と必要なスタッフを配慮すべきである。なお、研修の進行は、厚生労働省の障害者ケアマネジメント従事者養成指導者研修を受講した者が行うことが望ましい。

#### **エ 都道府県等における障害者ケアマネジメント体制整備推進事業の実施体制**

「新版障害者ケアマネジメント実施マニュアル 身体障害・知的障害共通編」

身体障害者ケアマネジメント研究会・知的障害者ケアマネジメント研究会監修，中央法規出版株式会社，P.11，2002）より

## 〔参考〕 障害者ケアマネジメント従事者研修実施要領素案

### ◇ 養成研修の目的

障害者の地域生活支援のために、ケアマネジメントの必要性、ケアマネジメント従事者の重要な役割を理解し、ケアマネジメント手法を実践できるようにすること。

### ◇ 養成研修の対象者

障害者ケアマネジメントを担当する市町村職員および市町村障害者生活支援事業、障害児（者）地域療育等支援事業および精神障害者地域生活支援センター等の各相談支援事業に従事している者を優先して選び、この要件を満たす障害者本人についても参加できるように配慮する。

### ◇ 養成研修の内容

養成研修は、都道府県等が主体的に計画し、国の養成指導者研修の期間と内容に準じて実施する。研修期間は5日間である。研修内容は、都道府県および指定都市の障害者施策の動向、ケアマネジメントの基本的な理解、ケアマネジメントの具体的な手法、各障害種別の生活ニーズ、社会資源の活用と開発、相談面接演習、ケア計画作成演習、社会資源活用演習等が組み込まれるべきである。

### ◇ 養成研修の留意点

- ・ 演習の時間を十分に設ける。
- ・ 各障害種別の生活ニーズについては、障害者本人を講師とする。
- ・ 障害者ケアマネジメント推進事業に直接かかわる者に限定せず、要件を満たす対象者を幅広く養成する。

## 1 日 目

- 9:30-10:00 受付
- 10:00-10:30 開講式・オリエンテーション
- 10:30-12:00 講義「障害者福祉の動向とケアマネジメント」
- 13:00-14:00 講義「ケアマネジメント概論」
- 14:10-16:20 講義「ケアマネジメントの実施方法」
- 16:30-17:00 講義「養成研修の企画」
- 18:00-20:00 情報交換会

## 2 日 目

- 9:00-10:00 講義「内部障害者の生活ニーズ」（当事者の話）
- 10:10-11:10 講義「聴覚・言語障害者・児の生活ニーズ」（当事者の話）

- 11:20-12:20 講義「精神障害者の生活ニーズ」(当事者の話)  
13:20-14:20 講義「肢体不自由者・児の生活ニーズ」(当事者の話)  
14:30-15:30 講義「聴覚障害者・児の生活ニーズ」(当事者の話)  
15:40-17:00 講義「知的障害者・児の生活ニーズ」(当事者の話)

### 3 日目

- 9:00-10:00 講義「地域生活支援」(障害種別)  
10:10-11:10 講義「地域生活支援」(障害種別)  
11:20-12:20 講義「地域生活支援」(障害種別)  
13:20-16:30 相談面接演習  
16:30-17:00 ケア計画作成演習のガイダンス(グループ別)

### 4 日目

- 9:00-12:30 ケア計画作成演習Ⅰ  
13:30-17:00 ケア計画作成演習Ⅱ  
17:00-17:30 社会資源活用演習のテーマ検討(グループ別)

### 5 日目

- 9:00-11:00 社会資源活用演習  
11:10-12:10 権利擁護と苦情解決  
13:10-15:10 先駆的な都道府県における試行的事業実践報告  
15:20-15:50 閉講式

## (2) 課題別研修のテーマの例

### ア 知的障害者について

知的障害の定義、基本的な理解の仕方、療育手帳制度や障害の程度、福祉制度について等、知的障害に関する全般的な研修である。知的障害の特性、および、知的障害による生活していく上での困難さやニーズを踏まえ、適切な関わり方や諸制度について等、具体的に説明をしていくことが大切である。

なお、昨今、障害の捉え方は大きく変化している。ICF（国際生活機能分類，WHO，2001）による定義に基づき、障害者本人と本人の置かれている環境との相互関係に着目し、総合的に障害を捉える必要がある。知的障害だけに限定せず、身体障害や精神障害も含め、障害全般について触れることが望ましい。

### イ 強度行動障害について

強度行動障害とは「環境に対する極めて特異な不適応行動を示し、このため日常の処遇が困難になっている人たち」（強度行動障害特別処遇事業：厚生省1991年）を指す。具体的には、激しい他害や自傷、多動、摂食や排泄の障害等が、通常考えられない頻度や形態で現れ、著しく支援が困難な人たちのことである。自閉症を伴う人が多いとも言われている。

これらの人々には、生活環境を整えるとともに、一人ひとりの特性に応じた個別支援プログラムを作ることが必要と考えられており、TEACCHプログラムや行動療法等の現場で実践しやすい具体的な方法を研修に織り込むことが大切である。

### ウ 自閉症について

自閉症は社会性や想像力、言語・コミュニケーション等に、特有の困難さを示す認知障害と言われており、自閉症の人自身も、その家族や支援者も、生活の多くの面で混乱を生じやすい。よって、自閉症の人と関わる上で、その特性を正しく理解し、適切な環境を用意することが重要となる。

従来の自閉症の概念は広がり、最近では「自閉症スペクトラム」としてとらえる考え方が一般的である。知的障害を伴わない高機能自閉症やアスペルガー症候群も、自閉症特有の生活しづらさがあり、社会的な支援を必要としている。研修参加対象者によっては、これらについても研修内容に取り入れる必要がある。

### エ 権利擁護について

「知的障害者は、自己の権利を主張・行使することが困難な場合が多く、他者からの権利侵害を受けやすく、また、自らが侵害された権利の回復を図ることが困難な場合が多いことから、本人の権利を擁護し、地域で安心して生活できる支援を行うことが重要である」（「知的障害者ケアガイドライン」：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部）。

知的障害者に権利侵害が起りやすい事例としては、詐欺（経済的搾取）、職場や施設での暴力やいじめ、性的被害等があげられる。

知的障害者の人権を啓発する意味でも、権利擁護についての研修は重要であると思われる。権利擁護センター等と連携し、成年後見制度と地域福祉権利擁護事業等とを補完的にとらえ、知的障害者の支援に反映させることもある。また、苦情解決のシステムやサービスの質の向上についての研修も考えられる。

さらに、障害者本人に対して、権利意識を高め、エンパワメントするワークショップ形式の研修も考えられる。

#### **オ 就労支援について**

障害者の就労については、職業安定所、障害者職業センター、就業・生活支援センター等で様々な取り組みがなされている。

障害者の就労自立とそのサポートについて、それぞれの立場から実践報告を得る等して、就労をめぐる最近の動向を知り、かつ、障害者の就労に必要な支援についての理解を深める研修である。

#### **カ 障害者施策の動向について**

昨今、障害者福祉は目まぐるしく急激な変化を経てきている。その時々で、支援費制度等、新しい障害福祉の流れを伝えていくことが、知的障害者更生相談所の大きな役割と言える。最新の施策や社会資源に関する情報等に日頃から留意しておくことが大切である。

#### **キ 施設支援計画作成について**

支援費制度においては、指定施設支援に当たっては、利用者に対して施設支援の提供に係る計画を作成するよう、施設指定基準において定められている。この施設支援計画には、支援目標、支援内容（行事や日課等を含む）、指定施設支援を提供する上での留意すべき事項その他必要な事項を記載することになっている。計画の作成に際しては、利用者の同意が必要とされている。このような、いわゆる個別支援あるいは個別援助計画の作成についてのポイントや留意事項についての研修が必要である。

## 第4節 巡回相談

### 1 巡回相談の趣旨

障害の状況や地理的理由により、知的障害者更生相談所に直接来所できない知的障害者のために、巡回を実施する必要がある。さらに、これを実施することで、障害者の生活実態の直接的な把握、関係機関との連携の強化、市町村の業務のバックアップ、市町村職員に対する専門的技術指導の実施、知的障害者更生相談所の機能・役割の周知徹底等が図られることとなるので、その意味でも重要な事業である。

巡回相談の業務内容は、設置運営基準にあるとおり、基本的には所内業務と変わりはない。この巡回相談を実効性があり効率的なものにするためには、巡回相談の計画の策定にあたり、年度当初から、市町村および関係機関と十分協議の上、児童相談所、精神保健福祉センターなどの関係機関の協力を求めることが必要であり、実施にあたっては、その十分な実効を上げるため、市町村および前述の関係機関との緊密な協力体制を確保することが必要である。

### 2 実施前の準備事項

巡回相談の実施前には、あらかじめ管轄地域内の知的障害者の分布状況、巡回相談を必要とする状況、地理的条件等を考慮し、障害者が集まりやすい時期、場所を選び、少なくとも年1回以上実施することが望ましい。

年1回では必ずしも十分とはいえず、頻度を多くすることや、拠点会場を設け定例的に相談を実施することも肝要である。

知的障害者更生相談所の知的障害者福祉司は、事前に担当市町村職員と密接な連絡を行い、相談者の状況、目的等を詳しく調査し、必要により、精神科医療機関に受診中であれば主治医の診断書（意見書）又は紹介状（診療情報提供書含む）など判定の参考となる資料を巡回相談当日に持参するよう指導しておくことが大切である。相談内容によっては、就学当時の通信表や成績が確認できるものなどの当日持参を指導助言することが考えらる。

巡回相談の会場は、交通の便等について配慮するとともに、障害者が多数参集することから待合室となるスペースや、障害者のプライバシーを保てる空間を確保できる診察室があり、さまざまな障害を有する人々が安全に移動できる広さや、会場の段差解消等の整備された環境、必要であれば福祉用具が備え付けられているなどの条件を備えた場所を選定することが望ましい。実際には、障害者が日常的に利用している身体障害者福

社センター、福祉会館、市町村庁舎等の利用が多いと思われる。

なお、会場の準備および知的障害者に対する通知は、知的障害者更生相談所と市町村が協議の上、原則として市町村が行う。診察用の医療器具、心理測定に用いる判定器具等については、知的障害者更生相談所が搬入する。

また、必要に応じ、公共職業安定所職員、知的障害者相談員および障害者職業センター職員等に出席を求めることや、広報等の作成により対象地区内の知的障害者に対し巡回相談の日時の周知徹底を図り、必要により、家族、入所施設職員、地域担当保健師、ヘルパー、障害者ケアマネジメント従事者等、当該障害者の生活に関わっている関係者の出席を求め、生活状況、家庭環境等を聴き取り、ケア計画の指導助言を行うことなども含め、巡回相談の内容と質を高めることも必要である。

### 3 実 施

巡回相談の実施にあたっては、その十分な実効を上げるため、市町村および関連機関との緊密な協力体制を確保することが欠かせない。これは、必要な援護を関係者の協議でその場でとれるよう緊密な連携を意図するためである。そのためには、援護の実施者である市町村の担当職員には、相談・判定場面に立ち会ってもらわなければならない。相談・判定場面で行われる障害者に対する具体的指導の実際を、立ち会いによって学ぶことができるなど、市町村職員にとっても意義がある。

なお、巡回相談は、通常は日帰りで行うが、地理的条件や実効性を踏まえ、宿泊して行うことも考慮する必要がある。

巡回相談のスタッフ及び携行器具等は、概ね以下ようになる。

スタッフ：精神神経科領域を専門とする医師 1名

知的障害者福祉司 数名

心理判定員

(相談内容により)

職能判定員

看護師又は保健師

携行器具：診察用具（聴診器、打鍵器、握力計）、診察トレイ、ライト、知覚検査用筆、消毒薬（手指洗浄用）

#### 【巡回相談で実施できる内容】

療育手帳の判定

施設判定（支援費障害程度区分に係る意見等含む）

## 職親判定

手当等診断（相談業務に付随するサービス）

その他介助や保健についての相談支援など

### 【訪問相談】

会場に来場できない重度の知的障害者宅に家庭訪問を行い、療育手帳判定、支援費関係に係る判定（意見）、手当等診断など、その他相談支援を行うことが必要である。

### 【合同相談】

肢体不自由者を対象とした巡回相談を合同で行うことも有益であり、必要により実施すべきである。

## 4 実施後の援護

知的障害者更生相談所長は、必要に応じ巡回相談を受けた知的障害者の居住地の市町村に記録票の写しを送付し、または巡回相談の内容に従って速やかに必要な対応策を講じるなど、巡回相談の実効を上げるよう努める必要がある。

なお、巡回相談は、市町村と知的障害者更生相談所との連携を常時保てる体制を確立するために有効な方法であることから、巡回相談実施後、市町村の職員等に対して必要な情報を提供したり、具体的事例の紹介を通して、より適切な支援指導を行うことができれば、障害者を援助する市町村職員に対する積極的な専門的技術指導の一環となりうる。

あらかじめ、市町村福祉担当職員、市町村保健師、障害者ケアマネジメント従事者などと連携し、地域生活支援の指導助言、医療等で相談したいケースを事前に選んでおき、巡回相談に、家族とともに来所させ、診察判定後その支援について、知的障害者更生相談所の専門スタッフと、合同カンファレンスを行い、指導することも有益である。

## 5 巡回相談の機会の有効活用

遠方まで出掛けて行う巡回相談の実施は、意義あるものでなければならない。、せっかくの機会をより有効なものにするため、巡回相談に続いて、市町村の在宅重症心身障害児訪問診査（者）に協力し、家庭を訪問して診査・相談を行うことなどは、機会の有効活用の最たるものである。

### 【知的障害者福祉法】

第12条 都道府県は、知的障害者更生相談所を設けなければならない。



- 2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として前条第1項第1号に掲げる業務（第16条第1項第2号の措置に係るものに限る。）並びに前第1項第2号ロ及びハに掲げる業務を行うものとする。
- 3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。
- 4 前3項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 【知的障害者更生相談所設置運営基準の「巡回相談」】

#### 第二 運営

- 一 更生相談所の行うべき業務 途中 略
- 2 更生相談所は、児童相談所、精神保健センター、福祉事務所、その他関係機関の協力を得て巡回して知的障害者の相談及び医学的、心理学的及び職能的判定を行ない並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。

## 第5節 地域生活支援推進事業

### 1 事業の目的

知的障害者更生相談所は、「高度で専門的な技術的支援を行う機関として、援護の実施者である市町村との連携のもと、地域の知的障害者とその家族の全般的な生活支援を行う一方で、市町村や関係機関を支援するという地域生活支援の中核を担う役割が期待されている」（知的障害者更生相談所のあり方報告書：平成14年11月、知的障害者更生相談所のあり方検討委員会）と報告されている。知的障害者が地域社会の中で、その一員として、質の高い生活を送っていくためには、知的障害者本人、家族、地域住民、事業者と行政、施設等、知的障害者に関係する多くの人たちや機関の連携や協力が必要、不可欠である。このような連携や協力が可能となる具体的な形として、知的障害者更生相談所が相談支援の専門機関として積極的に関与することにより実施する事業である地域生活推進事業が考えられる。この事業を通して、具体的な地域生活支援システムが構築され、その地域における生活を多面的に支援して行くことができる。

（注：地域生活支援システム…ノーマライゼーションの理念に則り、障害者が住み慣れた地域で、その人らしく生活することを可能とするシステムであり、従来、知的障害者の福祉の中心であった施設入所型の生活から、より自由な地域での生活へ移行することや、地域で生活している知的障害者が、そのまま地域で、継続して生活するためのシステムである。）

また、平成15年度からは、知的障害者の福祉に関して、必要な実情の把握に努めること、必要な情報の提供を行うこと、相談に応じて必要な調査及び指導を行うことなどは、更生援護の実施者である市町村が行うこととなった。従って、都道府県は、市町村の更生援護の実施に関し、市町村相互間の連絡及び調整、市町村に対する情報の提供、専門的指導・援助、並びに市町村職員研修など、必要な援助を行うこととなった。このように、サービスの実施主体となる市町村への専門的・技術的援助という面で、知的障害者更生相談所の役割の重要性より一層高まることとなった。そのために、都道府県内の知的障害者数や障害保健福祉圏域の設定状況などの地域特性を踏まえながら、具体的な相談支援及びサービス提供体制を構築してゆく必要がある。

地域生活推進事業においては、知的障害者更生相談所を地域における生活支援に関する専門的・技術的中枢として位置づけ、本事業の実施により、福祉、医療、保健、労働、教育等の関係各機関相互の有機的連携を図ることによって、知的障害者の地域生活の充実、強化を推進することを目的とする。

(注：障害者ケアマネジメントとの関係…障害者が地域で生活しようとすれば、福祉・保健・医療・教育・就労等各々のライフステージに応じた課題を含む、多様な生活ニーズが発生する。障害者ケアマネジメントは、これらのライフステージに応じた多様な幅広いニーズを明らかにすることにより、障害者の自己実現や主体的な生き方を支援することが可能になる。利用者のニーズを充足させるサービスを総合的・一体的に提供するのが障害者ケアマネジメントであり、これらのサービス提供は、公的サービスやインフォーマルなサポート等を組み合わせた、様々な支援者のチームワークによって初めて実施される。したがって、これら利用者のための支援ネットワークを普段から形成しておくことが重要であり、地域生活推進事業は障害者ケアマネジメントと密接な関係を持つと言える。)

## 2 事業の概要

### (1) 地域生活推進協議会の設置

知的障害者に対する一貫した地域生活支援を推進し、知的障害者に対する適切なサービスを確保していくためには、知的障害者更生相談所における通常の業務を行っていくときと同様に、関係機関の協力を得ながら、自らが中心となり、各関係機関のネットワーク化を積極的に図ることが必要不可欠である。

関係機関の理解と十分な協力を得るためには、日ごろから関係機関相互の連絡を密にするとともに定期的な会議の場をもつことが有効であり、そのために地域生活推進協議会を設置することが考えられる。

地域生活推進協議会には、総会及び必要に応じて専門部会を設け、各関係機関相互の情報交換を行うとともに、ケアマネジメントなどの援助方法の普及や地域サービスの体制の整備等を検討することが想定される。

### (2) 地域生活支援関係者の研修の実施

平成 15 年度から知的障害者に関する更生援護業務が都道府県から町村に委譲されたため、担当行政職員の知的障害者への基礎的理解に加え、支援費制度における障害程度区分への理解などについての研修が必要である。また、地域障害児(者)地域療育等支援事業のコーディネーター、知的障害者生活支援事業の生活支援ワーカー、知的障害者地域生活援助事業(グループホーム)の世話人、知的障害者相談員などへの研修を行うことも必要となる。

### (3) 調査研究の実施

知的障害者に対する施策を有効に行い最新の情報提供を行うためには、知的障害者に関する調査研究は重要であり、知的障害者更生相談所が行う重要な機能の一つである。

具体的な調査研究の内容は、各都道府県の必要度、実態、状況から選定されるが、調査研究を実施することにより、地域生活支援への認識が深まるだけでなく、調査研究に関わることによって関係者間に連携の重要性を認識させる絶好の機会となる。さらに、一人ひとりの職員の専門性、技術的能力の向上を図ることが可能となる。

その結果については、市町村や知的障害者援護施設等などの地域生活支援関係者への資料配付や、研修会等の機会を通して広く明らかにし、これら職員の業務運営に資するべきものである。

#### (4) 訪問指導の実施

知的障害者更生相談所は、知的障害者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うが、必要に応じて、巡回してその業務を行うことができるとされており、地域に直接出向いて積極的に相談支援を行う体制が強く求められる。知的障害者更生相談所が、市町村に出向いて個別のケースに対して助言や支援を行い、そこで市町村職員等を交えてケース会議を行い、必要に応じて家庭訪問へも同行する場合もある。同様に、知的障害者援護施設に出向いての入所者支援についての指導・助言を行ったり、地域生活支援関係者の集まりにも積極的に参加することが必要である。